

佐賀県私立高等学校等修学旅行（令和7年度実施分）支援金取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、佐賀県私立高等学校等修学旅行（令和7年度実施分）支援金交付要綱（令和8年3月30日施行。以下、「要綱」という。）の取扱いについて定めるものとする。

（支給対象者、支援金の額等）

- 1 支援金の支給対象者は、私立高等学校等の生徒（修学旅行に参加予定であったがやむを得ない事情により参加できなかった生徒を含む。また、佐賀県外の通信制高等学校の生徒については、佐賀県内の通信教育連携協力施設に在籍している生徒に限る。）で、原則として令和7年度に2年次で実施された修学旅行に参加した者とする。
- 2 支援金の額は、支給対象者1人あたり10,000円とする。ただし、支給対象者1人あたりの修学旅行代金が10,000円未満の場合は対象外とする。
- 3 児童福祉施設（いわゆる児童養護施設等）に入所している者等については、修学旅行代金が121,290円以上の場合に支給対象とする。
- 4 支給対象者が修学旅行に参加しなかった場合の取消料についても対象とするが、取消料が10,000円未満の場合は対象外とする。

（支援金の申請）

- 第3条 支援金の支給を受けようとする支給対象者の保護者等（以下、「保護者等」という。）は、私立高等学校等修学旅行（令和7年度実施分）支援金申請書（要領様式第1号）を在学する私立高等学校等の設置者に提出することによって行うものとする。
- 2 申請を行うことができるのは、在学中1回のみとする。なお、他の高等学校等に転学して修学旅行に参加した場合、転学前に在籍していた高等学校等で支援金の支給を受けた場合は対象外とする。
 - 3 学校設置者は、保護者等からの申請に基づき知事に交付の申請を行う。

第3条の2 前条の保護者等は、自己が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- （4）自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- （5）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(支援金の代理受領)

第4条 保護者等は、学校設置者に支援金の代理受領を委任するものとする。

(支給決定通知・不支給決定通知)

第5条 学校設置者は、知事から受領した支給決定通知に基づき、支給決定通知書（要領様式例第2号）もしくは不支給決定通知書（要領様式例第3号）を作成し、申請した保護者等に通知するものとする。

(支援金の支給等)

第6条 学校設置者は、前条により支給決定を受けた保護者等に対して支援金を振り込むものとする。

(支給決定の取消等)

第7条 知事は、保護者等が偽りその他不正の手段により支援金の支給決定を受けたと認められるとき、その他支援金を支給することが適当でないと認められるときは、支援金の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 2 保護者等が第3条の2の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。
- 3 知事は、前2項の規定による取消しをする場合は、保護者等に通知するものとする。
- 4 知事は、第1項又は第2項の規定による支給の決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、私立高等学校等の修学旅行（令和7年度実施分）に適用する。